

司法試験予備試験に関する議論の経緯等

○ 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである。このため、後述の移行措置の終了後において、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けることについても検討する必要がある。）。

いずれにしても、21世紀の司法を支えるにふさわしい資質・能力を備えた人材を「プロセス」により養成することが今般の法曹養成制度改革の基本的視点であり、およそ法曹を志す多様な人材が個々人の事情に応じて支障なく法科大学院で学ぶことのできる環境の整備にこそ力が注がれるべきであることは、改めて言うまでもない。

○ 司法制度改革推進本部 法曹養成検討会

「新司法試験の在り方について（意見の整理）」（平成14年7月19日）

6 予備試験

・予備試験については、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を經由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との観点から、具体的な制度設計を行うこととする。

・予備試験については、例えば、「納税証明書」や「経歴書」を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることなどから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」制度設計を行うものとする。その際、「実社会での経験等により、法科大学院における教育と対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けること」などの方策についても検討する。

（注）

・予備試験については、例えば、

○ 予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律実務に必要な基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

○ 予備試験の試験科目は、基本六法、行政法、一般教養科目、法律実務基礎関連科目とする。

- 予備試験の試験方法は、短答式試験のみならず、論文式試験又は口述試験も実施する。
- 予備試験に合格して司法試験（本試験）を受験する者についても、法科大学院修了者と同じ受験回数制限（例えば、予備試験合格から5年以内に3回）を課す。
などの方策を講じる方向で検討する（予備試験の趣旨を更に明確にするような方策についても検討する。）。

- 与党政策責任者会議法科大学院等に関するプロジェクトチーム
与党三党合意事項（平成14年7月26日）

⑥ 司法試験（本試験）及び予備試験については、試験制度としての公平性を堅持しつつ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念にのっとった制度設計を行うこと。

具体的には、以下の諸点に留意すること。

- ・ 予備試験には受験資格を設けないこと。
- ・ 予備試験は、プロセスとしての法曹養成制度を損なうものであってはならず、高度の口頭表現能力や一般教養を含め、法科大学院修了者と同等の能力等を有することを確認できる内容とすること。
- ・ 本試験においては、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定すること。
- ・ 本試験は、プロセスとしての法曹養成制度の一環にふさわしいものとするべく、法科大学院の教育内容を十分に踏まえた内容とし、法科大学院における学修の成果が十全に発揮されるようにすること。
- ・ 法科大学院をプロセスとしての法曹養成制度の中核とするとの趣旨及び法科大学院創設後の実施状況をふまえ、予備試験のあり方（上記の点を含む。）について更に検討すること。

- 第155回国会（臨時会）衆議院法務委員会（平成14年11月1日）

○ 漆原委員 今回、なぜ予備試験の受験者に受験資格を設けなかったのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○ 山崎政府参考人 ただいま委員御指摘のとおり、改革審議会の意見では受験資格という形で取り上げられたということはそのとおりだろうと思います。今回の法案に関しましては、この予備試験に関しまして、法科大学院を経由しない者の中からもすぐれた人材を選抜して法曹資格を付与する、こういう道を開くということから、受験資格は設けておりません。これは、法科大学院を経由

しない事情につきましては受験者によってさまざまでございます。予備試験の例えば経済的事由ということの一つとってみても、本当に経済的な事由で法科大学院に行けなかったのかどうかを、どのような資料に基づいて、だれが、どう判断するのか。あるいは、それ以外の受験資格、これも考えざるを得ないということになりますと、非常に多岐にわたりまして、とても一定のものを全部掲げ上げてやるのが難しいという状況でございました。仮に、これが、どこかが審査をするということになりますと、受験資格なしと言われた方は、それは処分にあたりますので、これに対してまた裁判を起こすというような構図にもつながっていくということがございました。そういうことから、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定するということは非常に困難でありまして、また、場合によっては相当でないと考えられるというようなこともございました。また、現行の司法試験、これは第一次試験でございますけれども、これにつきましては受験資格が定められておりませんで、だれでも受験をすることができるという制度になっている、こういうようなこともいろいろ考慮いたしまして、現在御提案させていただくような案になったということでございます。

- 漆原委員 法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度、これは法科大学院ルートが原則であって予備試験ルートは例外である、私はこう考えておりますが、この私の認識に誤りがあるかどうか、お尋ねしたい。そしてまた、もう一つ、法科大学院ルートと予備試験ルートはおのこの対等だ、自由に競わせればいいじゃないかというふうな考え方もあるようですが、それに対してはどのように考えておるのか、お答えをいただきたいと思っております。
- 山崎政府参考人 ただいま御指摘の点につきましては、この法案として提出をさせていただく前提としまして、かなり議論が長時間にわたり多岐な観点から行われてきたわけでございます。この中には多々意見がございまして、かなり意見が割れるところであるというように我々も認識しているところでございます。現在、今指摘されました点につきましては、私どもの基本的な考え方は、新たな法曹養成制度におきまして、法科大学院を中核的な教育機関と位置づけることが求められてきているところでございまして、予備試験につきましては、法科大学院の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験という位置づけをしておりまして、法科大学院を中核的な教育機関とする新たな法曹養成制度の趣旨に沿った制度設計という位置づけをしているわけでございます。いろいろな考え方はございますけれども、そういう考え方の趣旨を御理解いただきたいというふうに思います。

○ 第155回国会（臨時会）衆議院法務委員会

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成14年11月12日）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、司法制度改革の理念及び司法制度改革審議会の意見を踏まえつつ、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 二 法科大学院の設置基準の策定及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を引き出し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある充実した教育が行われるようなものとするとともに、制度の定着状況に応じて柔軟に見直していくこと。設置認可についても、柔軟な運用に努め、硬直的なものとならないようにすること。
- 三 関係者の創意工夫に基づく切磋琢磨によって、法科大学院における教育水準の維持向上が図られるようにするため、法科大学院相互間及び認証評価機関相互間において、対等な条件の下で公正な競争が確保されるよう努めること。
- 四 新しい司法試験制度の実施に当たっては、法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう、司法試験予備試験の運用に努めるとともに、法科大学院における幅広く多様な教育との有機的な連携の確保に配慮すること。
- 五 法科大学院の学生に対し、新たな公的財政支援を含め奨学金制度の拡充等に努め、資力の乏しい者にも就学の機会を確保すること。法科大学院に対する財政支援については、法科大学院の間における適切な競争関係の維持などの観点に配慮しつつその具体的あり方につき検討すること。
- 六 現職の裁判官及び検察官を含む法曹が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、法制面での措置を含めた所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分に配慮すること。
- 七 専門職大学院制度の導入に伴い、法学部教育のあり方を含め、高等教育全般のあり方について適切な見直しを行うこと。

○ 第155回国会（臨時会）参議院法務委員会（平成14年11月21日）

○ 千葉景子議員　しかし、法科大学院のコースとそして言わばだれでも予備試験から行けますよという構造になりますと、やっぱり法科大学院はたくさんの多分授業料といいましょうか費用も掛かる、それだったらば、そこへ行かなくて予備試験を受けてそっちのルートから行こうということに結果的にはなりかねないのではないか。そうすると、結局、今の司法試験制度の欠陥というようなものがまたそのまま存続をされる、片方にロースクールがある、こういういびつな構造になってしまいかねないのではないかというふうに思うんですけども。そういう意味で、やっぱりこの予備試験については、一定の条件というんでしょうか、そこを明確にしておくべきではないかと、予備試験を、受験資格といいましょうか、少し厳密にしておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこはいかがですか。

○ 山崎政府参考人　ただいま二つの御指摘があったかと思いますが、まず予備試験ルートの方に受験生が流れ込むのではないかと、そういう懸念が一つでございます。その点につきましては、法科大学院、これは司法試験に合格するためだけのものではないということでございます。この理念につきましては、もちろん理論的な基礎をきっちり学んでいただいて実務の導入部分も加えて教育をするわけでございますが、この科目を利用いたしまして、これから高度複雑化する社会、こういうものにどうやって専門性を持って対応できるかという部分も徹底して教えるという理念でできているわけでございます。したがって、自分の将来というものを長い目で見たときには、やはりきっちりした力とそれから人間の幅と倫理、こういうものを備えて出ていくということがいかに自分にとって大切かということは、私は賢明な受験生なら十分お分かりいただけるだろうと思います。また、そういう魅力のあるものにしなければならないということございまして、この運用に関しましては、実務家の方からも教員に行きましてきっちりした教育をしていくということございまして、私は、そういう将来のことを考えれば予備ルートの予備試験ルート、こちらへ流れ込むということはないと考えております。

それから、もう一つの御指摘は、受験資格として構築すべきではないかということでございます。確かに、この改革審議会の意見書でも、経済的事情や実社会での十分な経験を積んでいる者云々と書かれておりますけれども、この事由につきましては、法科大学院を経由しない事情というのはそれぞれの受験者によって様々でございます。これを逐一全部拾い上げられるかということ、そういう点を考えますと、やはり試験制度の公平性の観点等から考えまして、予備試験の受験資格を一定の事由のみに限定することが極めて困難またかつ相当ではないというふうに私ども判断したわけでございます。仮に経済的事情ともし言われたときに、それについてどういうことが起こるかということございまして、じゃ果たしてその当時本当に経済的事情で受けられなかったのかどう

か、これをどうやって、何によって証明するかということにもなります。場合によっては家族の収入等、そういう点も全部証明をしていただかなければならない、場合によってはプライバシーにも入り込むという状況が出てくるわけですので。こういう点を考えると、本当にいいのかどうかということが一つ障害としてあったということですので。それから、社会での活躍、これもいろんな分野がございますので、これを特定できるかという問題がございます。それから大量に今いろいろ受験されてくる方、そういう方に、個人について逐一全部それをチェックできるかどうか、短時間のうちにできるかどうかという問題。あるいは、あなたは受験資格がないと判定をしたときに、それに対して不服申立てをどうするか、多分裁判だろうと思います。そうすると、受験が始まる前にそういう裁判という問題も抱えなければならない。そういうことが果たして適当かどうか、相当かどうかということも十分に考えた上の選択でございます。

○ 第155回国会（臨時会）参議院法務委員会

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案並びに司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成14年11月28日）

政府は、両法の施行に当たり、次の事項について、格段の努力をすべきである。

- 一 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の構築及びその運用に当たっては、プロセスを重視した司法制度改革審議会の意見を踏まえ、充実した教育を確保し、国際的にも通用し得る専門的な能力及び優れた多様な資質を有する多数の法曹の養成に努めること。
- 二 法科大学院の設置基準の策定、設置認可及び評価制度の運用に当たっては、各大学の創意工夫を尊重し、多様な人材を幅広く受け入れ、自由かつ柔軟で特色ある教育が行われるよう配慮するとともに、実質的に対等な条件の下で認証評価機関相互の公正な競争が確保されるよう民間の認証評価機関についての財政支援等に努めること。
- 三 新しい司法試験の実施に当たっては、法科大学院における幅広く多様な教育が適正に評価されるものとなるよう努めるとともに、司法試験予備試験の運用については、予備試験が経済的事実等の理由により法科大学院を經由しない者にも法曹資格取得の道を確保しようとするものであり、法科大学院が法曹養成制度の中核であるとの理念を損ねることのないよう十分配慮すること。
- 四 資力の乏しい者にも公平に就学の機会を確保するとともに、法科大学院在学中充実した教育が受けられるよう、法科大学院の学生に対し、既存の奨学金制

度等の拡充や民間資金を活用する等新たな公的財政支援策の創設にも努めること。

五 法曹実務家が法科大学院の教員として安定的かつ継続的に参画することを可能にするため、所要の措置を講ずるよう努めること。併せて、教員の能力開発及びその養成について十分配慮すること。

六 法科大学院の設置については、地方における就学の機会を確保するとともに、弁護士の地域的偏在を解消し国民の司法へのアクセスを容易にするとの観点から、関係者の自発的創意を基本としつつ、全国的に適正配置となるよう財政措置を含め配慮すること。